



福井労発基 0703 第1号

令和5年7月3日

福井地方最低賃金審議会

会長 新宮 晋 殿

福井労働局長

田原 孝明



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労働基準局最低賃金公示第5号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。